

# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者：医療法人健仁会

訪問看護ステーション ほがらか

## 1 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	医療法人健仁会 訪問看護ステーションほがらか
所在地	鹿児島県いちき串木野大里 3816-1
連絡先	訪問看護ステーション ほがらか 電話 (0996-36-2053) FAX (0996-36-2055)
管理者名	下茂 勝洋
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
介護保険指定番号	4661890089号
サービス提供地域	いちき串木野市 日置市 薩摩川内市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 営業時間

平日	午前8:30 ~ 午後17:30
土曜日	午前8:30 ~ 午後17:30
定休日	日、祝日、8月14日から15日、12月30日から1月3日 ※定休日でも利用相談に応じます。また365日24時間オンコール体制をとらせて頂いておりますので、ご安心してご利用ください。

### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師	4名	0名	4名
理学療法士	理学療法士	1名	0名	1名
作業療法士	作業療法士	1名	0名	1名
言語聴覚士		0名	0名	0名
事務		1名	0名	1名

## 2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

訪問看護ステーション ほがらか 連絡先：0996-36-2053

担当部署：                      看護部

担当者：                      下茂 勝洋

受付時間：午前8:30～午後17:30

## 3 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

医療法人健仁会が開設する訪問看護ステーションほがらか（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者又は医師が必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

### (2) 理念・運営方針

#### ・理念

地域医療の向上と社会福祉の増進を図る為の事業の一環として、利用者、ご家族の生活の質の向上と利便を図ることを目的とします。また利用者、ご家族が住み慣れた自宅で安心して生活ができるよう、病院同等の医療、看護を提供できるようにスタッフの育成や調整を行い、安心と喜びを多くの方々へ提供いたします。

・運営方針

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 4 利用料金

### (1) 利用料金

※利用料金については、別紙の利用料金表を基に、ご説明いたします。

### (2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	10円
-----	-------	-----

### (3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。また訪問看護業務に使用する車両の駐車場確保が困難な場合は、周辺の有料駐車場等を利用し、その実費代金を請求いたします。

交通費	1kmにつき	100円
-----	--------	------

### (4) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の17時30分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時30分までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の80%
③ ご利用日の当日の訪問時間までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

※キャンセル料金に関しては、全額自己負担になりますのでご注意ください。

### (5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日までに請求致します。請求書を発行いたします。

15日に指定口座より引き落としをさせていただきます。(引き落とし初回のみ、手続きの関係で2か月分をまとめて引き落としさせていただきます)

#### お支払方法

別紙のKネットに必要事項をご記入いただきます。別紙にてご説明いたします。

入金確認後に領収証を発行いたします。

### (5) 休日料金

医療保険での訪問看護サービスの場合、営業日以外の訪問に関して、別途3,000を徴収致します。

介護保険の場合の訪問看護サービスの場合は、該当しません。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いして、ご説明いたします。

### (2) サービスの終了

#### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出ください。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合、又は入院した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合  
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用様が亡くなられた場合

#### ④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

#### ⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・サービス内容について

## 6 ハラスメントに関する相談窓口と対応

訪問看護ステーションほがらかでは、ハラスメントに対する指針を掲げ、それに基づき対応する。

### (1) 事業所におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者を置く

相談窓口：訪問看護ステーション ほがらか

相談窓口担当：下茂勝洋・福留まなみ

電話：0996-36-2053

## 7 個人情報保護について

訪問看護ステーションほがらかでは、別紙に個人情報保護についての規約を定め、ご家族又はご本人の同意を得た場合のみ、第三者に対して記録等の開示を行う。（別紙に同意書があります）

## 8 BCPについて

BCP（ビー・シー・ピー）とは、Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画と訳されます。新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。

BCP の特徴として、災害等が発生した後に速やかに復旧させることが重要ですが、その前に「重要な事業を中断させない」という点が挙げられます。内閣府「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—平成 25 年 8 月改定」では、以下のとおり定義されています。

『大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。』

これに伴い、当ステーションでも BCP の策定を実施しており、事業が中断しないように計画しています。

## 9 感染症対策の強化

事業者は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね 6 月に 1 回以上の委員会開催された結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的実施します。

また、感染症の流行状況や国、県の方針に従い、感染症対策をスタッフ一同行い、業務に従事します。

## 10 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄： )
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄： )
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問看護師又はリハビリ職員が訪問した際に、異常と判断した場合。</li><li>・ご本人又はご家族より連絡があり、異常と判断した場合。</li><li>・主治医に指示に基づき、対応をしていきます。</li></ul>

### 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

※営業時間外は、基本的にオンコール体制をとらせて頂いています。急変時などは医師の対応が必要な場合も想定されます。基本的には主治医の指示のもとに医療、看護は提供されます。時間外での医師の診察、処置が必要な場合は基本的に主治医に来ていただく又は主治医の病院もしくは専門病院への救急搬送となります。医師到着までは、指示のもと可能な限り医療を提供しますが、場合によっては、治療が遅れることも想定されます。契約時の内容は生命を保証するものではない事を十分にご理解ください。また仮に急変した際に、病院での治療を再度希望される方は、病院とも連携（入院ができる環境などを整備できている）を当ステーションから打診する場合がありますので、ご了承ください。

緊急時の対応方法に掲げる主治医や家族等の連絡先について  
本重要事項説明書の内容をすべて説明し、サービス提供等に関して同意を得た段階  
(契約の締結の同意が行われたとき)

主治医：  
氏名：  
所属医療機関名等：  
所在地：  
電話番号：

家族等連絡先

氏名

続柄

住所

電話番号：自宅

携帯

勤務先

その他、緊急時の対応についての利用者、ご家族の要望など

**【会社の概要】**

社名 医療法人健仁会 訪問看護ステーション ほがらか  
社員数 8名  
設立 令和5年8月1日  
所在地 いちき串木野市大里3816-1  
代表者 下茂 勝洋  
協力機関 医療法人健仁会 市来内科・ひふ科 その他市内外各病院、施設、行政など

**【事業内容】**

訪問看護 介護予防訪問看護

**【事業者】**

住所：いちき串木野市大里3869-6  
社名：市来内科・ひふ科  
代表者：萩原 隆朗 印

**【事業所】**

住所：いちき串木野市大里3816-1  
事業所：訪問看護ステーション ほがらか  
管理者：下茂 勝洋 印  
(指定番号 4661890089 )

担当者\_\_\_\_\_より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

**【ご利用者】**住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印

**【代理人】**住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_印(続柄 )

署名代行理由：